厚生委員会記録

1 日 時 令和2年1月9日(木曜日)

開 会 午後 2時19分

閉 会 午後 4時45分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 髙田真里

副委員長 泉 英 之

委員 松井邦人

分 金 井 毅 俊

ル 大島 満

川 松尾 茂

川 橋本雅雄

川 鋪田博紀

川 高田重信

川 髙見隆夫

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【市民生活部】

部長	岡地	聡
部次長	蔵堀	茂博
部次長(生活安全交通・防災危機管理担当)	宮津	公明
生活安全交通課長	森川	知俊
市民生活相談課主幹(調整担当)	豊岡	円
生活安全交通課副主幹(交通安全係長)	平川	元法

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課副主幹	朝倉	雅彦
議事調査課副主幹(議事係長)	中山	崇
議事調査課主事	北山	栞

7 会議の概要

委員長 それでは、おそろいのようですので、ただい まから厚生委員会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、松 井委員、金井委員を指名いたします。

> 本日の協議事項は、(仮称)自転車安全利用 促進条例についてであります。

> このことにつきましては、これまで本委員会 において検討を重ねてまいりました。

> 去る12月19日(木曜日)に開催いたしました本委員会の冒頭で、自民党会派で作成されました富山市自転車安全利用促進条例(案)の最新版について、高田 重信委員より説明を受け、その上で、参考人からの意見を伺い、条例案について協議を行いました。

その際、委員より、条例の内容について当局 に再度確認したい旨の発言もあったことから、 急遽、富山市自転車安全利用促進条例(案) の最新版の内容を踏まえて、担当部局である 市民生活部と改めて意見交換を行いたいと思 います。

それでは、市民生活部を入室させます。

〔市民生活部入室〕

委員長

委員各位に念のため申し上げますが、本日は、 委員会の所管事務調査として、本委員会より 所管部局の出席を求めたものであります。 通常の委員会の進行とは異なり、昨年11月 26日に開催いたしました本委員会と同様に、 自転車安全利用促進条例(案)等について委 員より質問をし、市民生活部が答弁をすると いう形式となりますので御承知おきください。 それでは、委員の皆さんから質問をお願いい たします。

泉委員

まずは、今回、市民生活部に来ていただいた 日的としては、前回の厚生委員会で、特にへ ルメットの着用に関して、義務化と努力義務 化が混在しているという金井委員からの問題 提起が一番の柱となっていると思うのです。 条例案の第12条にかかわる問題なのですが、 まずは当局のお考えを聞いた上で、もしもそ れに対する代替案等がございましたら、それ も加えて答弁いただきたいと思います。

市民生活部長 ただいまの御質問につきましては、さきの条 例案のうち、第12条に定めるヘルメットの 着用の促進という施策について、義務であり

ますとか、あるいは努力義務として定めていくことについて、厚生委員会の中でいろいろと議論がなされて、一部、御懸念といいますか、そういうようなものが示されたというふうに捉えております。

行政の施策等の実施でありますとか、その行政の目的の達成に当たってはいろいろな手法があるという中で、条例を策定するという方法で実施するということ、その中で、市民の権利を制限し、義務を課するということの課題の考え方につきましては、昨年11月の委員会の際にも少しお話をさせていただいているわけですけれども、今回の議論の根幹的な

事項ということもございまして、改めてお話 をさせていただければというふうに考えてお ります。

市、あるいは議会といたしまして、さまざまな行政課題の解決でありますとか、公共の福祉の増進ということを目的といたしまして、課題の解決に取り組むに当たっての方法や手法といったもの、さらには、どういったはさずの果を求め得るかということについてはさまざまであって、いろいろな手法が取り得るというふうに捉えております。

そうした中で、今回は自転車の安全利用等を 促進するということを目的として、条例を制 定するという手法を取りながら、その中で、 自転車の利用者にヘルメットの着用について、 義務であったり、あるいは努力義務を課すと いうような形をとっておられるということだ ろうと思います。

自転車の安全利用の促進という行政目的を達成するということからは、今御提案いただいている条例案の第12条については十分理解できるものというふうには考えております。ただ、その一方で、現行案を否定するというものではございませんが、これが条例である、法令であるというような観点から、次に申し上げる点にも留意が必要ではないかというこ

とでございます。それは、まず条例の制定ということは、地方自治法に根拠を持つ、いわゆる法令の制定であるというところではないかと思っております。

その意味では、条例に規定を設けるということは、たとえ仮にそれが努力義務であったとしても、キャンペーンを展開するといった意味合いよりも重い意味を有するというふうに解釈すべきではないかと考えているところであります。

また、このことは昨年11月の委員会で申し上げたところでございますけれども、自転車の利用対象者は、それこそ幼児から高齢者まで幅広い年齢層であるということ、それから、障害のある人、生活困窮者等、大変多くの方に、しかも日常的に利用されているという状況にあるわけであります。

その利用実態といたしましても、商品の配達、 行商といったような業務上で使用する場合や、 通勤や通学での利用など、いわゆる社会生活 を行う上でどうしても欠かせないもの、日常 的に頻繁で、不可欠に利用されているという ような実態があります。

あるいは、近所へ簡単な買い物に行く、集落 内での移動、例えばお隣さんに何か用事があ るとか、役員の方が隣の役員のところに行か れるなどといったようなもの、そのほかにも、 軽運動、気分転換というような、使用頻度が 少なくて、目的も軽易な利用というようなも のもあり、その利用形態というものは非常に 幅広いということがあります。

場所一道路につきましても、本当に集落内の、 車もほとんど通らないようなところもあれば、 国道8号など、交通の往来が頻繁といったよ うなところもあります。

自転車の利用形態だけから申しますと、旅行される方が使われる、あるいは、近隣の市あるいの方が多く乗り入れるといった実態もあるだろうということで、非常にいろいろいるを利用形態がありますが、法令である条例で、義のである外がありますが、法令である条例で、表別であるいは努力義務を課すということにあるわけですけれども一へルメットのとではあるわけですけれども一へルメットのも強要性を持つ法令という形で定めていことをありけです。

そうした広い利用実態に即しているかといった側面を考慮するならば、今回、自転車の安全利用を促進するという大きな目標の実現に当たっては、1つには、現行のように、条例において、全ての自転車の利用者を対象としてヘルメットの着用の義務または努力義務を

課すというやり方をとるか、それ以外に、例えば条例では、特に保護すべき児童等を対象としておき、その他の自転車利用者については、その条例外の手法において一条例に規定はしないけれども、その着用の促進を図ることも検討の余地があるのではないかということで、前の御議論では、そういうような考え方もとり得るのではないかなと思っております。

今ほど申し上げておりますことは、条例が持っております実効性といった点にもかかわる部分なのだろうと思っておりまして、国民や市民の社会生活において、現在、使い方を習えば多くの方が簡単に自転車を取り扱え、簡便な移動手段ということで皆さん方に認知されております。

さまざまな生活の場面において深く浸透して利用されているという、この現在の自転車の利用実態や市民の認識という部分がある中で、条例という法令の形でこうしたヘルメットの着用を一律に求めるということが、市民感覚や社会状況に合致し、理解されて、最終的に定められたとおりに行われ得るかということには、少し難しい側面もあるかもしれないというようなことも考えるわけでございます。また、条例化された場合、市としましては、条例化された場合、市としましては、また、条例化された場合、市としましては、また、条例化された場合、市としましては、また、条例化された場合、市としましては、

条例遵守のための規制的対応を行っていくこ とも求められるかと思うのですが、こうした 白転車の幅広い利用、さらに、数多くの白転 車の利用の実態に一律な対応を行うというこ とは、人員の配置など、どこまで対応ができ るのか一なかなかハードルが高いという側面 もあるかという考え方であります。

現在、委員会の中で御議論といいますか、論 点になっていることにつきましては、今申し 上げたようなことが背景にあっての議論では ないかと思っておりまして、もし今ほど申し 上げたようなことを御懸念されるということ であるならば、例えば条例が対象とする事項 を少し変更するということも、検討の余地が あるのではないかということが当局の考え方 でございます。

長くなってすみません。

泉委員

すみません、概念はわかったのですが、この 第12条に関して、具体例として、例えばこ ういう表現がどうだとか、そういったお考え がもしあれば伺いたいのですが。

市民生活部長 それでは、少し具体例として、1つ御提示を 申し上げます。今ほど申し上げたようなこと で、どのような形が取り得るかということに

ついて、いろいろなやり方があるかとは思う のですが、1つの例として少しお話をさせて いただければと思います。

もし、今お手元に条例案があればごらんいただければと思いますが、まず1つのやり方としまして、現行の第12条第3項、これは富山県道路交通法施行細則に該当する自転車利用者が、6歳未満の者を幼児用座席に乗車させるときはヘルメットを着用させなけれるという義務規定になっておりますがあるかと思っております。

これにつきましては、この条項の制定にかかわらず、道路交通法において、同じ内容の努力義務規定が現在既に定められており、現行案では法律が課している内容を少し上回る義務を求めるような形になっているということでございます。

一般的に、条例で法律を上回るような規制を 求めることは、不可能ではないということと はされておりますが、その場合においては、 法律に定める目的でありますとか要件といっ たものと少し異なる形の目的等を持つ必要が あるというふうにされているところでござい ます。 今現在の条例全体の趣旨等からすると、こう したいわゆる上乗せとなるような規定を設け ることは、少し慎重に行うという考え方もあ ると思いますので、これを義務規定ではなく、 努力義務規定とするといったことが考えられ るところであります。

そうしますと、法律と一緒になってしまうのではないのかという話もあるわけですが、法していると同様の規定を条例で行うことででしたであるということであるというというというに合わせているということで、そこの趣旨の重要性を強調するというな形の意味合いを持つというでよういう規定を条例中に再度設けるとでいるのかなということであるのかなということであるのかなということです。

今ほど申しましたように、第12条第3項については努力義務規定にするという考え方により、先ほどの御懸念が少し払拭される面があるのかなということが1点でございます。それから次に、第12条第1項をごらんいただきたいと思いますが、これにつきましては、自転車利用者は、乗車用ヘルメット等について、そうした器具を使用するように努めなけ

ればならない一これはヘルメットの着用に対 する努力義務というような形であります。

自転車利用者の全てに対し、努力義務ではあるものの、乗車用ヘルメットの着用を求めるというような形になっておりますが、これを削除するという考え方はどうであろうかということでございます。

さまざまな利用の形態があるということは今 ほどお話し申し上げたところでありますけれ ども、個々の利用の実態を問わず、一律に着 用を求めることの合理性、実効性の問題であ りますとか、市民の意識を考慮するというこ とであるならば、条例では、今回この規定を 設けないということとしまして、例えば先ほ ど申しましたように、条例ではない別の形、 緩やかな形での着用の促進というものの展開 でありますとか、現在、国でも新たな法律が つくられたわけですけれども、国全体での自 転車利用のあり方の議論でありますとか、国 民や市民の皆さんの理解や意識の進展という ものを見ながら、継続して検討するというこ とも1つの手法であるのかなというふうに考 えているところでございます。

これが、今ほど申し上げたことに関する1つ の大きな対案ということでお話をさせていた だいたと思っております。 大島委員

金沢市の条例文が資料にあると思うのですが、 第14条で、6歳未満にプラスして中学生以 下と高齢者(70歳以上)のヘルメットの努 力義務を制定しておられます。富山市はそこ まで上げることはできないのでしょうか。金 沢市の条例に対してどのようにお考えですか。

市民生活部長 金沢市の条例の第14条第1項は、保護者は その監護する中学生以下の者が自転車を利用 するとき、また、6歳未満の者を自転車に同 乗させるときということで、後段の6歳未満 の者を同乗させるというところは現行案にあ る規定の部分だと思います。

> あとは、保護者がその監護する中学生以下の 者が自転車を利用するときにヘルメットを着 用させるということにつきましては、現行案 の第12条第2項に、保護者は、その監護す る未成年者が自転車を運転するときは、乗車 用ヘルメットその他の交通事故による被害の 軽減に資する器具を使用させなければならな いということで、中学生以下のみならず、未 成年まで拡大しているような形になっている のではないかと考えております。

この考え方はいろいろ取り得るわけですが、 ここで申し上げたいことが1つございまして、 先ほど御説明申し上げました第12条第3項

についてであります。

こちらの規定につきましては、6歳未満の幼児を幼児用座席に乗車させるときは乗車用へルメットを着用させなければならないと申いふうに規定されて一努力義務はどうかと申し上げたわけですが一誰に対して課しているかというと、自転車利用者のうち、県の施行細則(ア)、(イ)に該当する自転車利用者というふうにしているところであります。

この(ア)、(イ)というのはどういう者か 端的に申しますと、16歳以上の自転車利用 者を指すというふうにされております。

したがいまして、道路交通法及びそれを受けた県の施行細則の考え方では、16歳以上の者であれば、ヘルメットの着用という点に関して言えば、一定の理解、判断ができることから、6歳未満の幼児を同乗させる場合にはヘルメットを着用させることが必要だということを1つの認識として示しているということだろうと思います。

ヘルメットをかぶらせることの考え方一何歳 までにするのかというのはさまざまでござい まして、金沢市では、中学生以下の者が自転 車を利用するときには、いわゆる法令に加え て努力義務を課すというような形にしている ということだろうと思います。それに比べて、 現行の条例案の第12条第2項につきましては、その部分を未成年者まで拡大するという 考え方にしております。

未成年者という考え方につきましては、この 条例全体の中で、未成年者に対しては、広く、 そして、さまざまな指導を行ったり、監護し ていく必要があるという考え方が1つあるか と思います。

ただ、ヘルメットの着用に関しましては、道路交通法の中で16歳以上の者に対して縛っているということであれば、逆に申し上げれば、16歳未満の者に対しては一定の指導なりが必要な年齢であるというような考え方も取り得るわけです。

 学生以下とされているところだろうと。富山 市は、現行案では未成年者とされているわけ でございます。

さらに申し上げれば、この第12条第3項に合わせるとするならば、16歳以下、あるいは未満というような合わせ方もあるということで、これはまた、それぞれの考え方があるということで御議論いただければいいのかなということです。

とりあえず、現行の案では、未成年者という ような形で行われているというところかなと 考えております。

大島委員

金沢市は16歳以上か未満かということをわかっていて、多分中学生というふうにしているのだろうと思うのですが、恐らく、中学生は一番事故に遭いやすくて、保護すべき対象ということを殊さら強調するのだろうと思うのです。

この前、富山市中学校長会の会長のお話でも、 もし条例ができたら、子どもたちにはヘルメットの着用とか、保険の加入とかを勧めやす いという御発言もあったように思うのです。 ぜひその辺は条文整理の中で1つの課題とし て一こちらのほうで当然話をするべきなので すけれども一もう少し当局でも研究をしてい ただければという希望と、平成28年度のデータでは、ヘルメットを着用しているかどうかということで、死亡率に3倍の差があるということですので、これについては、例ののですの後部座席のシートベルトのも間に似ているのですーしていなくても捕をからでは、ペルメットをからなっていなくてもいけれども、事故があったときは亡くなる危険性が高いというのは誰でもわかっていると。

だから、1つ踏み込んでやるべきではないかというのは私の立場なのですけれども、その辺をどのように思われるか、考えを聞いてもいいでしょうか。

市民生活部長 今の御質問は、ヘルメットの規定の話ですか。

大島委員 はい。規定の義務化、努力義務化ということ です。

市民生活部長 それは、何条のどの部分でしょうか。

大島委員 第12条の……。

市民生活部長第12条全体ですか。

(「第1項」と発言する者あり)

市民生活部長わかりました。

今ほど申し上げたとおりなのですけれとがありないということにがころういいのですがいったとというます。非常に簡易な全体に認識されてあるというでは、全体に利用実態がいるというとがあります。というにもというにがありますがあるがあるだろうと。 自転車の利用の実態は「ないいのですが、でいるというでは、でいるというででででででいません。というでは、関のようないがでででいるというでは、対しているというでは、対しますのでは、対しますのでは、強要性は一定程度持いでは、強要性は一定程度持いでにのいますので、強要性は、でにのよりがあるがあるだろうと。

そういう中で、今、努力義務とする部分について、果たしてそこが果たせ得るのかどうなのか一社会実態をどう捉えるかということだろうと思います。それは、いろいな捉え方があるということだろうと思いますが、そ員がおったの中で、今は努力義務ですが、委員がおっしゃるのは、さらに完全な義務化をするというようなお話というふうに受け取りましたけれども、今ほど申し上げたような社会の実態とい

ったところから、果たしてそこまでハードル を上げるということが、さまざまな利用実態 に対して、すぐに受け入れられるような形の ものであるのかどうかということについては、 少し難しさがあるのかなということで、義務 化ということはなかなか難しいのではないか というのが正直なところでございます。

金井委員 ヘルメットは、外見上、着用すればすぐわか る一方、対価がかかると。かぶる人、かぶら ない人、購入する人、購入しない人、やっぱ りいろいろいると思います。

> その中で、罰則がないということは、どうも そういう流れからいくと、果たしてこの条例 そのものに効果があるのかどうかということ にものすごく疑問を感じるのですが、広報活 動などでどれぐらい広まるのでしょうか。

市民生活部長(今ほど対案としてお話し申し上げましたのは、 全ての自転車利用者の方に対しての努力義務 規定というものは一旦廃止してはいかがかな というようなことを申し上げたところです。 ただし、例えば第12条第2項において、保 護者に対し、未成年者へのヘルメットの着用 を努力義務として求める規定でありますとか、 第5項で高齢者、障害者の同居者が必要な助

言をするというような規定につきましては一こうしたような規定というものはどこかの法にあるというわけではございませんので、そうしたようなことを規定化することによって、ヘルメット着用に対するさまざまな取組みを進められている方々に対しては、1つの推進の力となるというようなことであるのではないかなということであります。

条例全体のこととして申されたというふうに 捉えるならば、その他の施策についてもさま ざまに規定があるわけでございますので、条 例としては、いろいろな形一個別具体の施策 をうたうようなケースもあれば、考え方、理 念というものをうたうというようなあり方も ございます。

議会としてどのような形のものを制定されるのかということは考え方がさまざまでありますが、こういう条例をつくって自転車の安全利用の促進をしていこうという意味では、条例の存在意義というのは、他の市町村での条例制定の例を見ましても、可能ではないかなというふうに考えております。

泉委員 今度は表現の方法について少しお伺いしたい のです。

今言っていた義務化というのは何々しなけれ

ばならないという表現であると思うのですが、 努力義務の中でも、語句の使い方ということ があって、少し強い意味合いの努力義務だと、 何々に努めなければならないという表現があ ります。もう少し弱い表現だと、何々に努め るものとすると。2段階あるそうなので、ヘ ルメットに関して努力義務とした場合に、ど ちらの表現が当局としてはいいのかというこ とがあればお答えください。

市民生活部長

条例制定上の非常にテクニカルなお話でございまして、今おっしゃったような若干のニュアンスの違いがあるということは、文言をひもといていく中においては、そういうふうな解釈がなされているようなケースがございます。

ただし、努力義務ということの捉え方からしますと、多少表現が変わっていたとしても、あくまでも法令上の位置づけとしての考え方はあまり変わらないというような考え方もございますので、努力義務ということであるならば、いかなる表現をとられても、それはそういう形であるとは思います。

ただ、表現としては、今おっしゃったような ことを背景として、より緩やかな努力を求め る形であるという意思を表示するという意味 において、そうした表現をとられるというこ とは差し支えないかと思います。

ですから、努力として求める場合においても、 法令とはいえ、とにかく皆さんに広く浸透し ていくというような意味を出したいのだとい うことであるならば、そうした表現を使われ ることがよいのかなというレベルでございま す。

松井委員

第12条第3項の件なのですが、京都府自転 車の安全な利用の促進に関する条例の中で、 幼児乗車用ヘルメットの着用については義務 化をうたっています。多分そういう目的があ って、あえて一京都府に確認したところ、道 路交通法では努力義務であるが、上乗せ条例 という認識で、それをわかった上で条例化し ているとのことでした。

実際、その条例では罰則も設けておらず、制 定後も特に問題は起こっていないという回答 をいただいています。

そういったことに対して、当局はどういった 見解をお持ちなのかお聞かせください。

市民生活部長 現行の規定としてあるものについて、今ほど おっしゃったとおり、法令を超えた形で義務 としているということであります。

それについて、実態上の差として、いわゆる 事実上の行為として何が出てくるかというと、 罰則があるわけではありませんので、この規 定があって進む、あるいはこの規定があって も進まないというようなことは、もしかした らあまり大きな差が出ないのかもしれません。 この規定をいかに利用して、さまざまな施策 を展開していくかというところにかかるわけ であります。

ただ、そうは申しながら、特にこれは行政を執行する側がとる考え方ということでお聞きいただければと思うのですが、やはり法令を超えるような形で条例をつくるということは関して、一定程度のルールといますかりならな考え方として、上乗せ規定のありたというものについては、これまで富山市といて条例を制定する場合には行ってきたということでございます。

今お聞きした限りで申し上げるならば、恐らく京都府のほうは、ほぼ同じような規制のターゲットがあって、同じような規制の手法をとられているけれども、あくまでそれを上乗せ規定、法令を上回る規定として義務規定としているということであったので、そういうやり方が必ずしも否定されるわけではありませんが、法令上の整合性といったような問題

からすれば、でき得れば避けたほうが望まし いのではないかと、これまでの行政が行って きた条例制定の考え方から御提言を申し上げ たということでございます。直ちにそこに違 法性が生じるかということは、この場では申 し上げることができませんので、そういう手 法はないわけではないということで京都府が とられたものであるという中で、富山市のこ れまでの条例の制定の考え方を申し上げたと いうことであります。

橋本委員

アヴィレ、そしてレンタサイクル等々が本市 にはありますが、この第12条第1項を外す ことによって、それらへの影響がなくなると 理解していいですか。

市民生活部長 構成としまして、自転車利用者に直接、義務 または努力義務を課している規定というのは この第12条第1項だけであります。

> 当然、アヴィレには高齢者や障害者の方も乗 られるわけですけれども、現行、例えばこの 第4項につきましては、同居者が、高齢者等 に対して必要な助言をするように努めなけれ ばならないという構成をとっているわけで、 ヘルメットを直接かぶるよう努めなければな らないということよりは、若干トーンが下が

ったような形になっている状態かと思ってお ります。

今、アヴィレというお話で申し上げれば、高齢者の方も乗り得るわけですけれども、高齢者には、一定のそうした助言というような形で縛りがあるということ以外で、この第12条第1項の規定がなくなるということからすれば、アヴィレの今の自由な利用方法というようなことは、今後とも一定程度担保されるということであろうかと思います。

ただ一方で、本来、自転車に乗るときにはヘルメットを着用してほしいという考え方はありますので、全く縛らないということではないのだろうということはありますが、直ちに何らかの影響が出るという側面は薄くなるのではないかと理解しております。

髙見委員

私はあまり詳しいことはわからないのだけれども、自転車という言葉から想像すると、昔からの二輪車を想像するわけなのですが、今の世の中、三輪車があって、三輪車で宅配をやっている事業者も市内にいるわけですよね。そういうものについてはこの条例ではどういうふうに対応していくのですか。

生版会交通課計算 道路交通法上、自転車についてはどのように (交通安全係長) 定義づけされているかと申しますと、ペダル またはハンドクランクを用い、かつ、人のカ により運転する二輪以上の車となっています。

髙見委員 二輪以上というと、三輪車も入るということ ですよね。

生活安全交通課副主幹 はい、そういうことになります。 (交通安全係長)

髙見委員 そういった車種への対応というのは、この条 例を適用していくのですか。

髙見委員 道路交通法では、例えばタンデム自転車だと か三輪車は歩道を走ってもいいことになって いるのですか。

生版全交通課計 歩道を走ることができる自転車は、自転車の (交通安全係長) 中でも、さらに普通自転車ということで、長 さだとか幅、あとサドルが1人分しかないな

どということになっているわけでして、三輪 車については、幅が規定内ならば普通自転車 に当てはまることがあるのかもしれませんけ れども、タンデム自転車については普通自転 車に該当しませんので、歩道上は通常走るこ とはできないということになります。

髙見委員

今の、富山市という話の中で、タンデム自転 車だとか、いろいろなものを富山市では進め ているでしょう。そういったものもやっぱり ある程度包含したような形の中でこの条例を 考えていかないと一それは別ですという形で 考えるのはいかがなものかという思いがある のですけれども。

生活安全交通課副主幹 (交诵安全係長)

タンデム自転車を市で貸し出しているのは知 っておりますけれども、貸し出すところで必 ずヘルメットなどを用意したり、当然、保険 にも加入はしておりますので、今、議員の 方々で御検討中の大きな柱である保険加入、 ヘルメットについてのことは、タンデム自転 車はクリアしているものと考えています。

市民生活部長 自転車の利用については、今おっしゃったよ うな歩道での運行といったような話もありま すが、今回お決めいただくのは自転車の安全 利用の条例ということで、どこを走るということよりも、安全にどう利用していくかという条例です。この条例の第2条第1号で自転車を定義しているわけですが、今ほど申しましたように、タンデム自転車であれ三輪車であれ、ここに含まれるということになっております。

この条例全体の中では、そういったようなものも全て対象となっているということでごがいますが、走るということはこの条例の外側にあるものですから、これは別の、道路交通法であったり、いろなところで一こういた場合、これは走れたり走れなかったりというようなことはあるわけですが、今回の条例としては、自転車という意味では一律の取扱いになるものと考えております。

髙見委員

それともう1つ、今、道路交通法のお話もお聞きしたのですけれども、条例を定めることについては、やっぱり県の公安委員会なり、あるいはそういった関係機関とのいろいろなすり合わせというか、意見交換会などを経た上でやっていくべきではないかと思うのですが、それはどのように思っていますか。

市民生活部長 私がお答えしていいのかどうか、ちょっと…

…わからないです。

髙見委員

この条例をただ単に市だけでつくっていいと いうものではないと私は思うのですよ。やっ ぱりそういうところの意見も全部踏まえた上 でやっていくべきだという思いで私は質問し たのであって、市の当局として、それは別で すよ、議会で決められればいいですよという 考え方なのかどうなのか。

市民生活部長 今、成案としてどのような形になるかという ことはまだわからない中で、ある程度のもの が見えましたならば、最終的に我々のほうで も何らかのことのやりとりは必要かとは思い ますけれども、現段階で、私どものほうで確 認をとるというようなことについては、ちょ っとまだ早いのかなということでは考えてお ります。

高田 重信委員 今、次期富山市白転車利用環境整備計画の次 年度策定に向けて、いろいろな資料もたくさ んいただいて読ませていただいた中で、委員 会の資料1の中には、目的は4つ、「はしる 」「とめる」「いかす」「まもる」があると。 私たちは、まさしくこれを重点に置きながら、 頭に置きながら、条例案をつくったというこ

とを、まずは御理解いただきたい。

そういったことも含めながら、市とすれば、 こういった計画を、そして今、議会側として 条例をつくろうとしている中で、今後そうい ったところの整合性というか、条例をつくっ たことによっての計画への影響があるとか、 どうも差しさわりがあるとか、そういった観 点は今のところ何かありますか。

いろいろな資料を見ると、自転車に関する近 年の動向というところで、私たちが今この条 例でうたうようなこともしっかり書いてあり ますので、そこら辺も踏まえて、どういう判 断をしておられるのでしょうか。

市民生活部長 今の現行計画については4つの柱があるとい うことで、特に安全利用の側面と申しますと 一今後、どのような柱立てになるのか、現行 と必ずしも同じになるかどうかということは 定かではないわけですが、仮に今と同じよう な柱であるとするならば、「はしる」「とめ る」「いかす」「まもる」のうち、「はしる 」と「まもる」といった側面に、こうした安 全利用の部分が関与してくるのではないかと いうふうに考えております。

> この条例が制定されることになれば、そうし たことも計画の中には当然盛り込んでいくこ

とになろうかとは思っております。

実際、計画の中にどこまで細かい部分を織り込んでいくのかということは、またちょっち違うことになりますけれども、今、議会の部分の中でお考えになっておられる安全利用の部分の中で、とりわけヘルメットであるといったようなことについてあるといったようなことを計画の中に当然反映していくような形になるのではないます。

泉委員 もう1つだけ。

第12条から離れて、第2条第5号の学校の 定義のことについて、学校教育法云々と書い てあります。これは基本的に高等専門学校や 大学とかも含まれ、第16条にある啓発活動 に協力していただく学校になります。

基本的には高等専門学校あるいは富山大学なども含めて、そういったところに協力していただく、要は巻き込むという話になるので、これに関する違和感などはありますか一なければいいのですが。

市民生活部長 第2条第5号において、学校という文言があ り、さまざまな場所に出てくると考えており ます。

例えば第3条第3項でありますけれども、安全利用促進は、市や保護者、学校との相互の理解と連携のもとに協働して行わなければならないといったときに、学校に対する自転車の安全利用の推進という点において、学校に期待するものをどこまで求め得るかということであると思います。

金井委員 法令より条例を厳しくするという点において は、それなりの環境というか土壌、その地域 の特性みたいなものがあるのではないかなと 思うのです。交通事情であったり、道路関係 であったりです。

ですから、富山市が法令より強い条例をつく る環境があるかないかをお聞きしたいのです。 何かそういう土壌的な一交通事故、自転車の 事故が頻繁にあるとか、あるいは、その被害 がたくさん出ているとか、おそれがある、そ ういうものではなくて、現実にそういうふう に重くしなければいけないというような環境 があるかないかということは、どういうふう に思われますか。

市民生活部長 仮に、現行の第12条第3項のところであり ますが、先ほど申しましたように、国の法律 よりも上乗せになるという部分、そこを努力 義務にすることとなりました場合には、条例 が法令を上回る規定ぶりになっている部分と いうのは1つもないということになります。 そうした場合、いわゆるこの条例そのものは、 市民に向けて、自転車の安全利用に対して、 さまざまな安全利用ということを求めていく という形の条例になってくるということであ ります。

> それはどういった意味があるかと申しますと、 特段、上乗せをするということではございま

せんので、富山市としても、現に自転車によ る被害というものは減少しているとはいえ、 まだ引き続き発生している。あるいは、一旦 事故が起きれば大きな補償が必要となってく るということも現にあるという中で、まずは、 そういう課題といったようなものがあるとい うことに関して、解決するためのさまざまな 提言とは申しませんけれども、いろいろな施 策をここで提案していくということについて は、それは現に行政課題があるということで あるならば、そうしたことの解決に向けて条 例を制定するということは十分可能であるこ とではないかなというふうに考えております。

松井委員

関連して、今、富山市では、公共交通を活用 したコンパクトなまちづくりを主要政策とし て掲げています。その中で、それを実現して いくために、自転車とか、歩行者の環境はど のようにしていかなければいけないのか、ま た、そういった必要性がなくても、低くても、 その主要政策が実現できると考えているのか どうかをお聞かせください。

市民生活部長 現在、富山市ではコンパクトシティでありま すとか環境モデル都市といったような取組み をしているということでございます。

市民生活部といたしましては、そのうち、今 現在お話に上がっております自転車の利用と いうことについて担当しており、特に安全利 用ということが一義的でありまして、それに 附帯いたしまして、現在の計画では「いかす 」という言葉において、さまざまな利用を展 関するという側面においても行ってきている ということであります。

現在の取組みといたしましては、条例を制定してまでの展開ということまでは、市では今まではやってきておりませんでした。今、国のほうで法令がつくられまして、各県、市等に計画の策定ということを求めておりますが、富山市としましては、既に10年前から自転車利用の計画ということで、自転車利用の促進というようなことに取り組んできたところであります。

現在、計画に載っているもの、載っていないものも含めまして、例えばアヴィレでありますとか、タンデム自転車の利用、あるいなま行空間の設定といったようなことを行いなら、少しでも自転車の安全な利用の促進ということに努めてきているという中でいるというには、今現在、富山市が向かっているコンパクトシティでありますとか、環境に対する都市への取組みということに資するものに

ながっていくのではないかというのが、今現 在の考え方であります。

泉委員

今、宮津次長がいらっしゃるので、警察の立場として一第12条のことに関して。富山県警の所管は、全市町村を含むわけです。そこで、富山市だけが初めての条例を制定するということに当たって、県警の立場において、第12条の努力義務、16歳未満といった年齢制限のようなものが加わった上で、警察はないかという考え方は一ちょっと言い方が変ですけれども。

市民生活部次長 (生活安全交通• 防災危機管理担当)

私の立場でお答えしていいのかどうか、ちょっと微妙なのでわかりませんけれども、そういった条例ができれば、努力義務であれ、恐らく指導しなければならないと思います。一応、法令ですから。

泉委員

ということは、例えば他市町村では、警察官が帽子をかぶっていて、富山市で努力義務であっても……

市民生活部次長 警察官がヘルメットをかぶるのかということ (生活安全交通・ですか。

防災危機管理担当)

泉委員 そうです。警察官のお立場として、どうでしょうかという話なのですけれども。

市民生活部次長 即答できるわけではないですけれども、条例 (生活安全交通・ ができれば、やっぱりかぶることになるので 防災危機管理担当) はないかなと思います。

泉委員努力義務であってもということですか。

市民生活部次長ちょっと何とも一お答えしかねます。

(生活安全交通・ ただ、警察の勤務にも特殊な部分がありまし 防災危機管理担当) て、ヘルメットをかぶって現場へ行くことで どうしても不都合が生じる場合とか、遅れる 場合、いろいろなことがあるので、最初から 最後までずっとヘルメットをかぶって自転申 に乗るということは、もしかしたらできない かもしれないです。業務に支障が出ることも あるかもしれません。そうなるときに、ちょっとどうするのかなという思いがあります。

委員長ほかにないようですので、この程度にとどめます。

それでは、市民生活部に退室していただきま すので、しばらくお待ちください。

〔市民生活部退室〕

委員長

それでは、これまでの検討過程と、今ほど市 民生活部から答弁がありました条例案への見 解等も含めて、(仮称)富山市自転車安全利 用促進条例(案)について、委員の皆さんか ら自由に御意見をお聞かせいただきたいと思 います。

どなたからでもよろしいので、挙手をお願い いたします。

松尾委員

すみません。今、自由にと言われたのですけれども、今までも議論をしてきて、恐らくヘルメットのことが中心になるのかなというふうに思っていますので、自由にというのではなくて、ヘルメットに関しての議論を先にしたほうがいいのではないかと思います。

委員長 わかりました。

では、この第12条に関することで意見があれば。

橋本委員 先ほど市民生活部の御意見を伺いました。そ

れを受けて、この第12条というものはどう 考えていけばいいのですか。要するに、第1 項は削除したらいいのではないだろうかとか、 それをもとに話をすればいいのですか。

委員長

今、皆さんにお配りしてある一昨年の暮れにお配りしたままになっていると思うのですけれども、それに関して、市民生活部のお話なども受けながら、第1項についてはこう思うなどということをそれぞれ言っていただきたいなと思っています。

橋本委員 わかりました。

泉委員

確認なのですが、提案は大体大きく3つに分かれていました。まず、第12条第3項の義務化を努力義務規定にするということが1つ、それと、第1項は、要は自転車に乗る人全部を網羅してしまっているので、そこは未成年者、あるいは16歳未満と表記するいう……すみません、16歳未満のことは第2項ですね。

(「第1項は削る」と発言する者あり)

泉委員 第1項はまず削るということですね。それで、

3番目が、第12条第2項として、未成年者という表記があるところを16歳未満とするというような大きく3つの提案だったと思うので、それに関して、まず議論をしていただければと思いますけれども。

委員長 1 項ずつ確認します。第 1 項についてはいかがでしょうか。

高田 重信委員 自民党としては、第1項を抜いても特に一それと、6歳未満の部分は「努めなければならない」という表現でもいいのかなと。

季員長 今、高田 重信委員のほうから、第12条第 1項については取り下げる、自転車利用者全 体に関するヘルメットの努力義務はなくも よいということと、6歳未満の者を自転車に 取りつけられた幼児用座席に乗車させるとさ は第3項で義務規定にはなっていますければ も、ここは「着用させなければならない」か ら「努めなければならない」という案が に落とすという方向でもいいという案が出て おりますが、ほかの委員の皆さんはどのよう に考えられますか。

金井委員 そのとおりで賛成です。

委員長 ほかの皆さんはどうですか。

松井委員

委員長

もう一度、ゆっくりと言っていただいていい ですか。第11条ですね。

松井委員

第11条は、反射器材の設置ということで、 それは事故防止のための器具として記載させ ていただいていた部分があったのですが、第 12条にはヘルメットのことが記載してあっ たので、この第12条第1項をなくすときに、 自転車全体の安全利用の促進という観点で、 第11条に、反射材その他交通事故を未然に 防止する器具を一これがヘルメットの意味合 いなのですけれども一使用するなど、安全性 に配慮した自転車を利用するよう努めるとい う形でうたえばいいのかなと思うのですが。

高田 重信委員 車輪の側面に反射材を備える等となっている ので、この「等」のところの追加として「そ の他の交通事故を未然に防止する器具」とい うことですよね。

> 反射材以外もということの中で、その「等」 のところをつけ加えると。ただ、それは案で 一「等」でいいのかなどもあります。

金井委員 この反射器材というものは、自転車そのもの につけるもので、ヘルメットは自転車とは別 だと思います。だから、この項目ではちょっ と無理だと思います。

松井委員

当初、第11条は反射器材の設置というタイ トルになっていたのですけれども、安全利用 の促進という形で名称変更して、全体として 安全に利用していただきたいという趣旨のこ とをうたえばいいのかなという提案です。

金井委員

安全利用の促進なら、ヘルメットの着用をそ のまま書いてもいい、その言葉を入れていい と思います。

橋本委員 ちょっと整理しようかなと思います。

第11条は、自転車をどう安全な自転車にするかということではないかなと思うのですよね。利用するに当たって、自転車をどういうふうに安全な自転車にしようかということだと思うので、金井委員が言われたように、ヘルメットとはまたちょっと違うような意味合いを持つような気がするのですよ。

この自転車の安全利用には、具体的にどういうことがあるのかというイメージが湧かないのだけれども、側面に反射材をつけるというのは1つは理解できる。ただ、後面にはもう反射材がついているのは当たり前だから、側面につけるということが1つ安全になるということで一ほかに何かあるのかな。

高田 重信委員 あと、後ろのブレーキのところがぴかぴか光 るものとか、いろいろな器具が出てきていま すーそれを反射材というのかというと、ちょっと疑問ですけれども。

松井委員 安全に使用するという中で、今、高田 重信 委員が言われた、ぴかぴか光るものもあれば、 例えば子どものものだと肘当てとか、そういったものを使っている保護者もおられるので、 それらも含めて、安全性を高めて利用してほ

しいということで、文言として書きたいなと いう思いで、今考えています。

委員長

今、第11条のタイトルが反射器材の設置から安全利用の促進ということで、前は反射器材の設置に関することだけだったところを、それも含めた安全利用の促進という形にして、「反射材その他交通事故を未然に防止する器具を使用するなど、安全に配慮した自転車利用に努めるものとする」ということが松井委員の提案なのですけれども。

松井委員

先ほど金井委員が、そういうものだったらへ ルメットも入れていいよということを言われ たのですけれども、そうすると、第12条と の整合性が出てくるので、あえてヘルメット という文言は記載しない形で、安全性に配慮 した自転車を利用するよう努めてもらうとい う形の文言にさせていただいたほうがいいの ではないかなと思います。

髙見委員

安全利用といったらものすごく範囲が広くなってくるのです。乗り方も、装備も出てくる。 だから、どこに重点を置くのか。例えばさっ きから話が出ている、ぴかぴか光るものや反 射材などというものは、安全利用のための装 備の促進だと。

松井委員

それで、第11条を「反射材その他交通事故 を未然に防止する器具を使用するなど」と、 安全性に配慮した自転車利用という形に……

髙見委員

だから、括弧書きの中を直すのだったら一例 えば安全利用の促進だったら、第1項にそう いうものを入れて、第2項に乗り方を入れる とか。そうなってくるのではないですか。

橋本委員

ちょっとつまらないことを言ってしまうかも しれませんが、第11条にあまりこだわり過 ぎたら、では、安全ではない自転車を売って いるのかということになってしまうというこ とになるかと思ったのですが。

委員長

第11条はさわらないほうがいいですか。

大島委員 市の当局から言われて、せっかく、それこそ 上乗せ条例までという意気込みでやっていた ような思いがあったのですが、第12条第1 項を削ったほうが条例の制定には早道だとい うことであれば、できれば第6項を一番最初 に上げて、「市は乗車用ヘルメットの着用の 普及を図るため」という文言を第1項にして

もらいたい。本当は「市及び学校は」という ふうに学校を入れて一番最初に上げていただ ければという思いがあります。

委員長

ちょっと待ってもらっていいですか。

第11条は、前にお渡ししたときの、反射器 材の設置のままのほうがいいですか。

第12条第1項をなくすという方向になったときに、先ほどの松井委員の提案があったわけなのですけれども、反射器材の設置は反射器材の設置だけで、第11条はよろしいですか。

高田 重信委員 こだわりません。

委員長

そうなると、先ほど市民生活部からの意見もありましたけれども、第12条第1項をなくす形でいかどうか、議論していただきたいのですけれども、これに関しては、「自転車利用者は」と、全年代の人にかかってきているのです。これはちょっと実態としてきつい、無理があるのではないかと、そうなったときに、第1項は削除という形で、皆さんはよろしいですか。

大島委員

気持ち的にはよろしくないのですが、それをもし削るということになれば、第1項が「譲者は」というふうに繰り上がります。保護者に対して先に言うものではないだろうへいだろうではなり今の第6項を第1項に上げてしてほしていうのですが一へルメット着用の普及を図るというのは、一番最初ではあったかわいそうな気がします。

削るという条件があるとすればです。削りたくありませんけれども、涙をのんで削るとすれば。

委員長

第1項はなくすという方向で一反対と言った らおかしいですけれども、どうしても残さな いといけないという方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

委員長

今、第12条第1項がなくなったという状況で、第1項に「保護者は」という文言が入るのですけれども、これに関して、今、大島委員のほうからは保護者の前に「市は」というものが前提にあるべきではなかろうかという

話ですけれども、どうですか。

金井委員 そのほうがスマートだと思います。賛成です。

(「賛成です」と発言する者あり)

泉委員 やっぱり富山市の条例だから、まず市の責務 を記載するということです。

委員長そうしましたら、ちょっと整理します。

第12条第1項がなくなりました。新しい第 1項に、前の第6項だった「市は、乗車用へ ルメットの」云々という形で上げさせていた だくということで、第2項が「保護者は」と いうことですね。

最初に話が出ていた第3項の義務規定は努力 義務規定にという案が出ておりますけれども、 こちらについてはどうでしょうか。

6歳未満の者を自転車の幼児用座席に同乗させるときには、乗車用ヘルメットを「着用させなければならない」か、「着用させるよう努めなければならない」か。

金井委員 努力義務に賛成です。

先ほども言いましたが、ヘルメットは対価を 伴うもの、そして罰則がないということで、 やっぱりする方、しない方、遵守する方、違 反とは言わないですけれども、守らない方、 そういった不平等が生じるおそれがあります。 小さい子どもにとってそれは本当に苦痛であ り、成長にも不安を感じます。

ですから、努力義務と。しなければならない ということは、しないと違反になりますから、 そういったことは避けるべきだと思います。

松井委員

もともと義務規定という形でうたった理由は、 万が一、自転車に子どもを乗せていて倒れた ときには、安全用装置、シートベルトもして いるので、子どもは身動きできない状態で倒 れると、やっぱり直接頭をぶつける可能性が あるので、それを保護者の方なりに意識して ほしいという思いで記載しています。

正直、本当は譲りたくないのですが、例えばこの条例は努力義務という形にして、ただ、 条例の概要版などで、あえてそこに触れて意 識啓発をするということで、目的を達成でき る部分があるのではないのかなというふうに 思いますので、そうであれば、努力義務とい う形でもいいのかなと思っています。

保護者の方たちに意識を高めてほしいという ことが本来の主たる目的で、その目的が、表 現の仕方や伝え方で高められるかということ が一番大事だと思っていますので、努力義務 でも構わないのかなと思っています。

委員長

第12条第3項に関しては、「着用させなければならない」の部分を「着用させるよう努めなければならない」に変更するということでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長

それと、未成年者の部分ですね。

今、義務規定から努力義務規定に改めた第3項について、富山県道路交通法施行細則に該当する自転車利用者は16歳以上となっているというのが、先ほどの市民生活部からの説明でした。

その16歳以上の人が、子どもを乗せるときはヘルメットを着用させなければならないとなっているので、第2項の「未成年者」のところを、その監護する16歳未満、もしくは中学生以下にするという話も出ていました。そのように限定すると、よりいのではないかという話がありましたけれども、これに関しては、皆さんはどのような御意見でしょうか。

鋪田委員

1つの考えとしては、例えば道路交通法の中で16歳という年齢の境は、多分、原付免許の取得について、社会的責任は果たせるのではないかというところと、あとは、もちろん中学を卒業されて働かれる方の問題もあって規定はされているのですけれども、ここでは何歳と規定するのは非常に難しいところもあるのです。

例えば児童福祉法で規定される児童、これは 18歳未満ですので、高校3年生の途中で児 童福祉法でいうところの児童でなくなる年齢 の方もいらっしゃいますけれども、児童福祉 法で規定する保護すべき対象者である児童と 同じ年齢の18歳未満という考え方もあるの かなというふうには思います。

松井委員

それに少し追加した意見で、高校は普通は1 8歳で卒業という形になるのだと思うのです が、例えば高校で浪人をした子がいたり、高 校生のときに、例えば海外留学をして、1年 2年とか遅れて卒業するということを考える と、この保護者というところには、高校へ 転車通学をする子たちのことも含めて対があ りましたので、あえてここは未成年者という 形で、20歳未満という形をとれればいいの かなというふうに思っています。

実際、東海市や京都府も含めて、そういった ところは未成年者までというふうにしていた りするので、16歳という道路交通法の解釈 もあるのかもしれないのですが、条例にどう いう思いを乗せるかという観点から考えてい けばいいのかなと思うので、未成年者でいい のではないかなというふうに思っています。

大島委員 あえて「監護する高校生及び中学生」という ふうにしたらどうかなというふうに思います。 金沢市では中学生だけなのですが……。

委員長金沢市ですか。

大島委員 はい。高校生は16歳以上の方もおられます けれども、先ほどちょっとお話ししましたが、 未成年者を高校生、中学生というふうに……

> (「高校生以下ということだ」「学生という ことか」と発言する者あり)

委員長 大島委員、金沢市の条例では「中学生以下の 者」ですよね。

大島委員 そうです。ですから、今の未成年者のところ

を「高校生及び中学生」というふうに置きか えるということです。

委員長 ちょっと待ってください。

高校生と中学生だけにするということでしょ うか。

大島委員 そうです。

髙見委員 今の件に関して、その「未成年者」の部分だ

けを議論すればいいのでしょうか。その他の

条項で、第13条や第14条にも「未成年

者」が入っているのです。

そうすると、それらの未成年者とここの未成

年者はどういうふうに違うのか。一緒の、ひ

っくるめて未成年者という考え方なのか、未

成年者の中でも分けて考えるのか。非常に難

しい話ですね。

委員長 今、現状でいけば、この「未成年者」は共通

です。幾つか「未成年者」が出てくると思う

のですけれども、現状のままということであ

れば、どこも同じように「未成年者」なので

すが……。

髙見委員 それはわかるのだけれども、そこで議論して

いるのが、未成年者は中学生・高校生などと 言っていると、ほかの未成年者はどうなって くるのかという話です。

大島委員

すみません、撤回します。条文の整理がつか ないものですから。失礼しました。

泉委員

加えて、富山県道路交通法施行細則第15条の中には16歳以上、16歳未満という区別けをしてあるので、できればヘルメットに関してだけはきちんと一今、撤回されましたけれた。高校生という曖昧な表現できないなくて、鋪田委員が言われたようでまないから、原付免許が取得できない16歳よに、1000ので規定したほうがわかりやすいのではないかという意見です。

橋本委員

泉委員同様、ヘルメットに関して言うと、第 14条とは少し違うかなと思っています。 第3項で「及び」というのが、先ほど16歳 以上だと言われたところであって、16歳以 上はいろいろなことが理解できるだろうとい うことで16歳以上になっている。 同じ条文の中での違いというのはなかなかお かしいなと思いますし、16歳未満という形が私はいいと思います。

松井委員

ヘルメットに関してはそういう判断なのかも しれないのですけれども、例えば高校に通う ときに、生徒に対し二重の基準ができるとい うのは、高校に通わせている保護者にとって、 逆に混乱するのではないかなという思いがあ りますので、混乱させないことも必要なので はないかなという思いで、あえて未成年とい う形で統一していくほうがいいのではないか なと。

例えば高校生で16歳になったから、保護者はもう関係ありませんよというふうにとられるのもまた困るのかなという思いがあるので、 未成年という形でくくったほうがわかりやすいのではないかなと思っております。

橋本委員 高校生はヘルメットを着用していますか。

(「していない」と発言する者あり)

松井委員 だから、もしこの条例ができれば……。

(発言する者あり)

委員長松井委員を先に指名しました。

松井委員 委員長が私を指名されましたので発言します。

橋本委員が言われましたが、今は、高校生は そうはなっていないのですけれども、こうい うことをきっかけに、そういう安全意識を高 めてもらうきっかけづくりにはなるだろうと いう思いがありますので、そういった思いも あって、このようにうたっているというのが

今の私の発言の趣旨です。

泉委員 では、16歳の案は撤回します。

松井委員の意見のほうがいいと思います。

金井委員 私は16歳で統一したほうがいいと思います。

同じ自転車のところで、こっちはこうという 区別は一我々はつくかもわかりませんが、交 通安全教室の講師などに果たしてそれが浸透 するかどうかという一そういうややこしいも のは避けたほうがいいと思います。統一した

ほうがいいと思います。

橋本委員 私も16歳かなと思いますが、もしくは中学

生という表現もありなのかなと思いました。

委員長 中学生以下という表現ですね。

橋本委員 そうです。

委員長これに関して御意見はありませんか。

(「委員長」と発言する者あり)

委員長 ただいま、委員外議員の村上議員から発言を 求められております。

> お諮りします。村上議員の発言を許可してよ ろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

村上議員 許可いただきましてありがとうございます。

第12条第3項ですが、正・副委員長はこの 細則をごらんになっているからわかると思則 のですが、この富山県道路交通法施行細則の 15条第1号ア(ア)及び(インティットの 16歳以上の者が幼児用座席に1人乗車車に 16歳以上の者が幼児用座席に2人を乗車こり でする場合と書いてありますのでした。 でするは「危険が危ない」とさん たこなるのです。わかりますか。皆されますの とになるのですがありますか。 とになるのですがありますか。 とになるのですがありますか。 とになるの矛盾をお感じになっての それの それがらますか になるのです。 の発文の矛盾をお感じになっていると思う のですよ。

そのあたりからちゃんと詰めていかないと、 これはいかがなものかなというふうに思いま すので、そういう点も含めて、議論をしてい ただければというふうに思います。

単純に言えば、幼児用座席に乗せる場合はヘルメットを云々というふうにしないと、15歳の人が乗せたら、ここに当てはまらない。 さきの細則には違反するけれども、この条例には当てはまらない。7歳の子を乗せたら、この条例に当てはまらないということになるのですよ。

ですから、別の細則で、16歳以上、それから6歳未満というものを決めているから、ここでそれをうたうのではなくて、ヘルメットについての議論をしていただければいいので、この書き方はいかにも条例らしくなっていますが、そのあたりからしっかり考えていただければと思います。

大島委員 その件については十分理解しましたので、未 成年者が自転車を運転及び乗車するときは、 というふうに「乗車」を入れればいいかなと 思うのですが。

委員長 今、どの部分のことを言っておられますか。

大島委員

「保護者は、その監護する未成年者が自転車 を運転及び乗車するときは」とすれば、そう いう小さい子どもでも、乗るときはヘルメッ トをかぶらないといけないというふうに規定 できるかなと思うのですが。

第3項で、結局6歳以下の子どもを乗せて運 転するのは16歳以上ということで、非常に 危ないということですが、16歳未満の子ど もが6歳未満の子どもを乗せて運転するとき はこれにかからないということを言われたの では一すみません、違いますか。

(「基本、15歳は禁止です」と発言する者 あり)

大島委員 そうですか。失礼しました、不勉強でした。

高田 重信委員 未成年者という表現にしろ、16歳未満にし ろ、他市の条例ではどちらも使われていると いうことがあって、今ここでは一どちらの表 現にするかは多数決で決めてもいいと思うの で、議員協議会で説明するときに、質問が出 たときにはそうなのだということをしっかり 説明できれば。

> どれが間違いだとか、どうなのかというのは、 本当に分かれてしまうと、決まらなくなって

きてしまいます。

委員長 案として今出ているのが、未成年者のまま、

16歳未満、中学生以下ということで、委員会の中では意見が3つに分かれているという

形です。

髙見委員 市民生活部の見解は16歳未満ということで

いいのかな。

委員長もしくは中学生以下ですけれども。

これはどう考えられますか。

高田 重信委員 何せきょう決めないと、次の日程とか……。

橋本委員 これは1つの意見に決めるべきなのか。要す

るに、厚生委員会としてこういった意見があ

るのだけれどもということで議員協議会に投

げていくのですか。

委員長 できれば1つに……。

高田 重信委員 一応、たたき台として条文を書かなければい

けないので、3つ併記するか。では、どれを

選びますかと。

泉委員 ひっくりかえるということもありますけれど も、委員会としては1つの意見に集約したほ うがいいと思います。

橋本委員 議員協議会のときには、こういった意見もありましたということは委員長のほうから説明があるということですね。

委員長 はい。

では、未成年者でないとだめだと言われている方は。

(「挙手なのか確認を」と発言する者あり)

委員長 この部分について、挙手で確認してよろしい ですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 「保護者はその監護する」の後のところです けれども、未成年者という形のままでいいと 思う方は。

(「16歳ですか」と発言する者あり)

委員長 未成年者です。未成年者でいいという方一1

6歳未満か、中学生以下か、未成年者のまま かということなのですけれども。

未成年者か、16歳未満か、中学生以下かでもう1回聞きますので。

橋本委員

16歳未満かなどを聞くのだったら、今さっき村上議員が言われたように、ちょっと整理していかないと一第3項と第2項の整合性をどう持たせるかということも考えていかないといけないと思うのです。

第3項で文言が何か抜けるようだったら全く 新しい考え方もできるし、やっぱり第3項と 整理していかないと、ということもあり得る と思うのですよ。

泉委員

挙手をしてみて、16歳未満に決まればそれでまた議論を続けていけばいいけれども、今、 未成年者のほうが多数だった場合には、そこはまず文言を聞いていくことになります。

橋本委員

反対しているようで悪いですけれども、この 第3項で、例えば(ア)及び(イ)などが残 るようであれば、どういう形になるかわかり ませんが、16歳以上という言葉が残ります。 そういった中では、やっぱり第2項は16歳 が正しいかなと、私はそう思うけれども、も しこの16歳以上という言葉が抜けたならば、 第2項は、私は中学生以下でいいのではない かなというような思いがあるから、それによ ってどっちの意見になるのかだと思うのです。

松井委員

先ほど委員外議員の村上議員から発言がありましたが、私の認識が足りなくて、どういうことなのか……。

実際、2人乗り用の自転車に関して乗せられる者というのは、15歳以下は基本的に2人乗りは原則禁止なので、それがよりわかるので、う文言を入れているですけれども、この第3項に入れている理りのは、やっぱり2人乗りときのの分別のは、やっぱり2人乗せるときののから高めるために、同じような文言なのから思せんが、条例文として掲げたいというませんが、条例文として掲げたいと問題にあるで、先ほど村上議員が言われたことが……。

私の能力不足ですみませんが、もう一度、わかりやすくお願いします。すみません。

委員長 委員外議員の発言を許可してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

村上議員

私は第12条第3項のことを直接言ったわけではないのです。この第3項そのものに問題がありますよということを申し上げているのです。

「危険が危ない」というつくりになっているということ、さらに、こういう書き方をすると、15歳の人、つまり細則に当てはまらない人が違反して乗せた場合にヘルメットを着用させる努力義務がなくなって、この第3項に当てはまりませんよ、違反した上に、さらに違反を許すことになりますよということを言っているのです。

だから、この第3項はおかしくありませんか ということを申し上げたかったのです。

つまり、幼児用座席に乗せる場合は、ヘルメットを必ず一努力義務になろうが一という文言にしないと。余計なものがここに書いてありますよということを申し上げたのです。

第2項とは別の話です。議論があちらこちらに行っていたから混同されるかもしれませんが、この第3項そのものが、ちょっとおかしなつくりではないですかということを申し上げております。

松井委員 今の発言でわかりました。

だから、要は第12条第3項は、例えば、幼

児用座席に乗車させるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないという形の文言にすればいいという趣旨だと思いましたので、それはそれで変更できればと思います。

委員長

話があちらこちらに行きますけれども、第1 2条第3項で、細則第15条第1号ア(ア) 及び(イ)に該当する自転車利用者の部分を 消すということは、乗せる人は誰になるとい うことですか。誰であってもということです か。

(「「自転車利用者は」でいいのではないで すか」と発言する者あり)

委員長

主語は「自転車利用者は」にして―15歳未満がだめだということは道路交通法施行規則の第15条でもう決められているので、ここでわざわざうたわなくてもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長

それで、第2項に戻って、年齢について、未成年者か、16歳未満か、中学生以下かと。 今の時点の考えで挙手していただければと思 います。

ではまず、未成年者がいいのではないかと思 われる方。

〔挙手6名〕

委員長 未成年者がよいという人は6人。

次に、16歳未満がよいと思われる方。

〔挙手2名〕

委員長 2人ですね。

最後に、中学生以下がよいと思われる方。

〔挙手1名〕

委員長 中学生以下が1人です。

厚生委員会の中では、「未成年者」という言葉が多数という形で、議員協議会の中ではこの分かれたことも含めてお伝えしようと思います。

髙見委員 「未成年者」という言葉は非常に曖昧です。 選挙権も18歳からですので。

松井委員 今、髙見委員が言われたのですけれども、2

〇22年から成年年齢の定義が18歳になるということがあります。そういった意味では、今は20歳なのですけれども、2022年になると、この定義自体が18歳という定義に変わっていくということは、自動的に法律がそういうふうな基準になっているので、いずれこれは18歳に下がってしまうということはあります。

委員長

そのほかの点で、変えたほうがよい、または、 追記したほうがいいと思われる点があるとい う方がいらっしゃいましたら御発言願います。

鋪田委員

第3条の各号ですけれども、法令文のつくり 込みについてあまり知識がないところなので すが、「行わなければならない」となってい ます。主語に当たる部分がないので、ここに ついては、ちょっと変えないといけないのか なということは思います。

第3条の第1項から第3項です。「行われなければならない」という書きぶりでないといけないと。

委員長

「行わなければならない」ではなく「行われなければならない」と。

鋪田委員 そういうことではないかと。

委員長第3条は3項とも、全部そうですね。

(「そうです」と発言する者あり)

委員長 ほかにはありませんか。

松井委員 第13条の自転車の点検整備及び防犯対策という項目なのですけれども、今のものは「自転車利用者及び自転車貸付業者は」という形になっているのですけれども、そこに事業者も入れたほうがいいのかなと思っているので、皆さんに意見を聞いて決めていきたいと思うのですが。

委員長 第13条は自転車の点検整備及び防犯対策に 努めてくださいという条文の内容なのですけれども、ここに、今、自転車利用者と自転車 貸付業者だけが入っていますが、ここに事業 者を含めたほうがよいのではないかという松 井委員からの提案であります。

これに関しては、皆さんどうでしょうか。

泉委員 「自転車貸付業者」を消して「事業者」とす るのですか。 松井委員 追加です。

高田 重信委員 第2条第6号で事業者が入っているので、それをつけ加えるということですよね。事業者は当然といえば当然なのだけれども、それでいいのかな。

(「事業者とはどの範囲を言うのか」と発言 する者あり)

高田 重信委員 第2条第6号に書いてあるのですが、事業者 としての定義は、市内で事業活動を行う法人 及び個人です。

髙見委員 それを、第13条で言っていることと一緒の 捉え方をするわけですか。 その事業者というのは非常に定義が曖昧なの で、とにかく、市内にある企業が全部点検す るのですか。

松井委員 思いとしては、事業で使う自転車は、もちろん事業者が安全を含めて点検整備するのが当たり前なのですけれども、それに触れておいたほうがよりいいのではと思って。 基本的に、例えばヤマト運輸などが自転車を利用されているときは、事業者として、点検 整備はもちろんされているとは思うのですけれども、万が一していない人がいたらという思いで、それを入れたほうがいいのかなと思って、皆さんにお聞きしたいという思いです。

金井委員

第13条の第1項から第3項、これは全て、 第2条の各号の定める一保護者、学校、事業 者、関係団体一この番号で入れて、「第2条 (2)から(10)は整備するよう努めまで ればならない」と。第13条は第3項まで ならなくても、第2条で定めるもの 保護者、第5号の学校も、点検整備 号の保護者、第5号の事業者も、第8号の 関係団体も交通安全教室で関係があると思り ます。あとは第9号、第10号と、 を入れればいいのではないですか。

第13条は、自転車利用者及び貸付業者、事業者という名目ではなくて、第2条に掲げる各号で、1回で終わるのではないですか。

松井委員

この第13条第2項の「保護者は」というところは、あえていろいろなところに記載して、保護者がやはり自分の子どもたちのことを気をつけてほしいということを意識するために、あえて別枠で「保護者は」という思いで条例文に記載しているので、そこを一くくりにす

ると、この条例のつくる過程での趣旨や思いが崩れるおそれがありますので、「保護者は」という項目は必ず残したいと思っても、ですければないではない。第13年のでは極端ないがあり、「ないのでないが、「ないのでないが、「ないのでないが、「ないのでないが、「ないのでないが、」といいのでないが、「はないで、が、ないのでないが、「はないでないが、」といいではないが、「い」といいである。第1項と第2項は統一したいと思います。

委員長

今、第1項の自転車利用者及び自転車貸付業者に事業者を含むかどうかという話なのですけれども。

入れたほうがよろしいですか。

大島委員

第2条は言葉の定義なので、金井委員が言われたものにはちょっとなじまないかなと思いますが、その順番として、自転車利用者及び事業者で、次に貸付業者と、事業者を先に入れられたらどうかなと思うのですが。

委員長

自転車利用者、事業者及び自転車貸付業者ですね。

大島委員 その順番で第2条に定義してありますので。 どうでしょうか。

委員長それでよろしいでしょうか。

松井委員 すみません、今の大島委員の補足なのですが、 もし事業者という文言を追加するという形に なるときは、条例の書き方としては、第2条 の定義で第1号から第10号まで書いてある のですけれども、その順番どおりに記載して いかなければいけないので、自転車利用者、 事業者及び自転車貸付業者と記載する形です。 もし追加するという形になれば、そういう文 言になるというふうに認識していただきたい

委員長 今の松井委員のお話のとおり、「自転車利用 者、事業者及び自転車貸付業者は」というこ とで、事業者を含むということでよろしいで しょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長ほかに何かありますか。

と思います。

泉委員 1つだけ、髙見委員がおっしゃったように、

タンデム自転車というのをどこかで明記する必要があるのか、それとも、道路交通法で、さっき言った二輪や三輪、いろいろなものが含まれるので一この扱いはどうしたらいいのかというのは何かありますか。

松井委員

私も正直な話、第2条の定義の自転車利用者中、「自転車」というところで、富山市はタンデム自転車のことに触れていたので記載でしたいたのがなという思いでのでので、先ほど市民生活部と意見交対ではからで、もともと自転車のではあっていますということを言われたので、逆にそこを入れると、またおかくなるのかなと思っていたので、正直悩んでおります。

泉委員

そうしたら、あえて入れないという方向でいいですね。確認です。

委員長

ほかにはないですか。

〔発言する者なし〕

委員長

そうしましたら、少しまとめさせていただき ます。 まず、第3条で、先ほど舗田委員のほうから 御提案がありました、全ての項で「行わなけ ればならない」ではなく「行われなければな らない」というふうに修正したほうがよいと いう点。

それから、第11条は現状のまま、反射器材 の設置ということで行きましょうと。

第12条に関しては、第1項はまず削除し、 新しい第1項には、もとの案で第6項になっ ている「市は」云々というものを一番上に持 ってきましょうと。「市は、乗用者ヘルメッ トの着用の普及を図るため」云々が第1項に なります。

第2項に「保護者は、その監護する未成年者」一今、未成年者は意見が分かれている部分ですけれども、このまま第2項に残すという形でよろしいですね。

第3項は、「自転車利用者は、6歳未満の者を自転車に取り付けられた幼児用座席に乗車させるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない」となります。

松井委員 その第3項は、「自転車利用者は、幼児用座 席に乗車させるときは、乗車用ヘルメットを 」ということになると思います。

6歳未満というのは、基本的に先ほどの16

歳の話と一緒で、もう法律でうたわれているので、6歳以上の者を乗せると違反になります。そうなると、先ほど委員外議員の村上議員が言われたことに該当する可能性があるので、それも抜いて、「自転車利用者は、幼児用座席に乗車させるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない」という文章が正しいのだと思います。

先ほど委員長は、「6歳未満の者を」という ふうに言われたので、そこを省いていただき たいと思います。

(「誰を乗せるのか抜けている」と発言する 者あり)

委員長 そうですね。

今の松井委員の話にあった、「自転車利用者は、幼児用座席に乗車させるときは」では、 誰をというのが抜けてしまうので、ここにつ いて確認します。

(「委員長」と発言する者あり)

委員長 ここで、委員外議員の発言を許可してよろし いですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

村上議員

どこか他都市の条例でありましたので、それを調べたほうがいいと思います。探していたのだけれども、今、私の手持ちにないので、それを参考にされたらいいと思います。ついでに申し上げれば、第13条第1項では、第13条第1項では、第13条第1項が付ければ、第13歳の子のは、では、ながでは、なぜ19歳の子のかいでは、なぜ19歳の子のかいでは、なば19歳の子のかいでは、なば19歳の子のかいでは、なば19歳の子のかいでは、なば19歳の子のかいでは、なば19歳の子のかいでは、なば19歳の子のかいでは、なば19歳の子のかいでは、なば19歳の子のかいただけますが、まずか、ということをちょっとお考えいただけますが、まずでは、まずがいる。

委員長

今の発言の最初の部分ですけれども、「6歳 未満の者を自転車に同乗させるときは」とい うことは、金沢市の条例にうたわれています。 先ほど松井委員のほうから、そこは省いては どうかという意見でしたけれども。

松井委員 私はそれでいいです。

委員長

では、もう1回言いますけれども、第12条 第1項は、「自転車利用者は、6歳未満の者 を自転車に取り付けられた幼児用座席に乗車 させるときは、乗車用ヘルメットを着用させ るよう努めなければならない」という形にし ます。

そして、第13条第1項は「事業者」を追加するということで、「自転車利用者(未成年者を除く。)、事業者及び自転車貸付業者は、その利用し、又は事業の用に供する自転車について、必要な点検及び整備に努めなければならない」、第2項も「点検及び整備に努めなければならない」という形に変更するというところが共通で上がったところです。

最後に、村上議員が言われたところで、第1 3条第1項の「自転車利用者(未成年者を除 く。)」、この括弧内の「未成年者を除く」 という点に関しては、そもそも最初から入っ ていたのですけれども。

橋本委員

19歳の人はやっぱり整備できると思うのだけれども、この「未成年者を除く」をもし取ってしまったら、例えば中学生や小学生に責任が及ぶのですか。

小学生に整備一そこはちょっと、どこかで明 確にしなければならないかなと。

委員長これは、何か意図はありますか。

大島委員 第2項で「保護者」を強調したいために、か ぶるので未成年者を除くというふうにされた のではないかなと思うのですが。

松井委員 大島委員の言われるとおりです。

「保護者は」ということを強調するため第2項をつくって、そこで「保護者はその監護する未成年者が」ということをうたっていたので、その整合性のために、第1項を「自転車利用者(未成年者を除く。)」という表現にさせていただいていたというのが趣旨です。

委員長これについてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長 では、今まとめて、1つずつ確認させていた だいたところなのですけれども、ほかに何か ありますか。

松尾委員 今の第13条第1項のことで、やっぱりどん な年齢だろうが努めなければならないという のは当たり前のことであって、責任だとか、 そういう問題でなくて、そういうふうに教育 も受けなければならないだろうし、いろいろ な勉強もしなければならないだろうと。

髙見委員 例えば中学生であってでも、点検できる者は

点検すると。それは当然、今、村上議員が言ったように、19歳であれば整備点検者は親になりますけれども、それは何をやっているのだということになるから、やっぱり利用者は未成年者であってでも点検するものはしっかり点検するという方向に持っていったらいいのではないでしょうか。

松尾委員

あと、未成年者を除くと書いてあること自体が一別になくても問題はないという部分があるかと思います。

髙見委員 自分のことは自分でするということです。

委員長これに対して御意見はありますか。

松井委員

私は、第2項との整合性が必要という思いだったので、別になかったらなかったでいいのですけれども、保護者としては、より一層、自分の子どものことを意識してほしいという意味で、第2項は入れたいという思いなので、今、松尾委員が言われたように、その括弧書きのところはなくてもいいのかなというふうに思います。

髙見委員 第2項は第2項で生かせばいい。

松井委員 そういう形にさせていただければと思います。

金井委員 簡単に「父ちゃん、ブレーキきかんわ」と子 どもが言うと一未成年者を除くと書いてある、 やっぱりそれはおかしい。括弧の部分は要ら ないと思います。

委員長 第13条は、第1項は括弧部分を削除して、 第2項はそのまま生かすということでよろし いですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長 ほかに何かありませんか。

松井委員 そうすると、今度、第14条第1項も同じような意味合いで記載させていただいていたので、ここも括弧書きを抜いたほうがいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長 第14条は保険の加入の件ですけれども、こ こに関しても括弧を取りますか。

高見委員 第14条第1項も第2項も、さっきの第13 条第1項、第2項とよく似た感じでできている。それで、子どもにも気をつけさせると。 自分の乗っている自転車は保険に入っている のか、しっかり調べてということです。

委員長これも第2項は「保護者は」となっています。 では、第14条第1項の括弧書きも削除でよ ろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それ以外になければ、この程度にとどめたい と思います。

皆さんの御意見を伺いましたところ、さまざ まな意見も出ましたけれども、この条例その ものについては、制定していこうという方向 性は一致していると受けとめております。

そこで、この(仮称)富山市自転車安全利用 促進条例(案)を、今ほど確認いたしました 項目については、一部修正の上、本委員会と して正式な案として、制定に向け、今後、協 議を進めていきたいと思います。

これについていかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように……

髙見委員

1つ心配するのは、厚生委員会は厚生委員会でいいのだけれども、議員提出議案という形に最終的に持っていこうという思いがあるのなら一これは厚生委員会といえども、常任委員会で、一部の議員で議論しているでしょう。だから、もう少し……

委員長

それについて、今からちょっと説明をさせて いただいていいですか。

髙見委員 はい。

委員長

なお、今ほどの委員の皆さんからの意見を踏まえた修正案について、来週、1月15日(水曜日)午後1時10分から、再度、厚生委員会を開催し、委員の皆さんへお示しをしたいよすので、御承知おき願います。以上で、本日の協議事項を終了いたします。ここで、昨年12月19日の厚生委員会でもお伝えしましたが、議員協議会について再度お知らせをします。

前回、委員会終了後に、私のほうから議長に 条例の検討過程について報告を行っており、 その中で、本日の委員会で条例制定と内容に ついて一定の方向性が決定した場合、条例案 について議員各位へ説明するため、議員協議 会を開催していただきたい旨の要請を行って おります。

これを受けて、去る12月24日、各派代表 者会議において、議長より議員協議会を1月 16日(木曜日)午後に開催する可能性があ る旨の案内をしていただいているところであ ります。

先ほど、本委員会として条例制定に向けた協議を進めていくことを決定しましたので、今ほどお伝えしたとおり、来週、1月16日(木曜日)午後に議員協議会を開催していただきたい旨を、本日の委員会終了後、議長に改めて要請したいと考えておりますので、御承知おきください。

また、本条例の制定に向けては、市民から広く意見を求めるため、パブリックコメントを 実施したいと考えております。内容の詳細に つきましては、次回の委員会でお示ししたい と思いますので、御承知おきください。

さらに、パブリックコメントの一環として公 聴会を実施したいと考えます。これは、本条 例が公布、施行となった場合に、市民や事業 者など、広範にわたり義務等が課せられるも のとなることから、委員会条例第62条に基 づき公聴会を開き、市民や関係団体から御意 見などを直接伺いたいと考えてのことでござ います。

ただし、日程調整の関係もありますので、場合によっては、以前のような参考人招致となることも考えられますが、この公聴会につきましても、次回の本委員会において、内容の詳細をお示しできればと思っております。

また、委員の皆さんには、公聴会で意見を伺いたい関係者等について、次回の委員会で御 提案をいただければと思います。

したがいまして、次回、来週、1月15日(水曜日)午後1時10分から開催する厚生委員会では、本日の委員会での意見を踏まえた修正案とともに、パブリックコメント及び公聴会の実施内容についてお示しをし、この後、私より議長に開催を要請いたします翌16日(木曜日)の議員協議会に臨んでいきたいと思っておりますので、御承知おき願います。

松尾委員

今言われたように、この後の方向性といいますか、計画を立ててやっていくべきだと思います。パブリックコメントも本当に重要だと思いますが、パブリックコメントは、各派代表者会議の話を受けて、議長のほうから継続審議にしていきましょうといった話があったのは、厚生委員会にということで話があったの

かなというふうに思いますけれども、ちょっと心配なのが、やはり各派代表者会議で、そこら辺の方向性を諮るべきなのではないかなと、それだけ重要な案件だというふうにすごく感じております。

16日の議員協議会、そこで初めて知られる議員の方もたくさんいらっしゃるわけであって、説明というか、こまでしっかりとしていったものをつくり上げてきたという意味でもいたさいまないですけれども、そこで初めてまいるのだろうなというふうに感じております。

ですから、その後の計画といいますか、もう少し丁寧に、議長とも相談しながら、各派代表者会議で継続していきましょうという中で進めてきたことなので、最終的には各派代理解していただけるとは思いますけれども、のかなというものをつくっていくべきなのではないかなというふうに思います。

髙見委員 私がさっき言いたかったのはそこなのです。

だから、各派代表者会議まではここで決めて も、その後のことについては各派代表者会議 の中で意見をもらいながら決めていくという 形にしたほうがいいと思う。

金井委員

先ほど市民生活部も言われましたが、幅広い 年代、恐らく自転車に乗ったことがないとい う方はおられないと思うので、一番身近な移 動手段として、いまだに幅広く利用されると いうものでありますから、今言われたように、 慎重に、そして用意周到に一歩ずつやってい くのが賢明かと思います。 委員長

議長にきょうの結果を報告し一議員協議会では、まずは皆さんにこの案をお示しして、各派代表者会議を開くのかどうかということも含めて、検討していければと思います。

髙見委員

それを言ったら逆なのです。各派代表者会議を先に開いて、そこで各会派代表者の皆さんに話をして、各会派でもこの話を知ってもらわなければならないでしょう。

議員協議会でばっと広げてしまうよりも、各派代表者会議の中で話をして、そして、そこで今後の日程を各会派代表者の皆さんにも決めていただくと。

何をそう拙速に進める必要があるのですか。

松尾委員

で諮っていただいて、各派代表者会議で行こうと言われた上で、厚生委員会に振られたことであれば、そこでいろいろ決定できると思うのですよ。

今、まだそこまで熟していないというか、そういった部分がちょっと……。ここでは非常に熟して、自信を持って進められるものができ上がってきたと思いますけれども、手順という意味でやったほうがいいと。

髙見委員

松尾委員の言うことも一理あるのだけれども、 ただ、各派代表者会議ではなくして、議員協 議会でこれを示して、いろいろな意見が出て きたら誰が答弁するのですか。

委員長

議員協議会の中では、厚生委員会の中で、現状、こういうふうな形で進みましたよという説明をさせていただいて、そこから一パブリックコメントなどもやりますけれども一初めて聞いた人もいれば、ここはもっと直したほうがいいのではないかということで、議員の皆さんから順次聞いていく形になるので、そこで、こうしたらいい、では、それはだめです。

(「知ってもらうというだけの場」と発言する者あり)

委員長 それこそ何もわかっていない方もいらっしゃ るので、まず、議員協議会でお示ししたいと。

髙見委員 もともと知っている議員は、それは知っていると思うけれども、知らない議員は全く知らないという状況の中にいるから、議員協議会では説明するだけで、質問が出ても一切答えないという形でいくのですか。

委員長 質問には、お答えできることはしますけれど も、そこで、ここはこうしたほうがいいので はないかと、そこでみんなでかんかんがくが くと、こうだというふうになる予定はしてお りません。

髙見委員 そういうもめるようなやり方よりも、私は、まず各派代表者会議で、今、厚生委員会でここまで進んだと、各会派代表者の皆様、いかがでございましょうか、各会派でひとつ議論をやってほしいという形で落としたほうが、各会派代表者の皆さんが責任を持った話が出てくるから、余計浸透しやすいのではないかと思います。

松尾委員

実際、髙見委員の気持ちはわかるのですけれ ども、各派代表者会議で細かいことを詰める ことはできないので一最高機関、最終的な判 断をする機関なので、その前に、議員協議会 で、皆様に対してもしっかり説明をした上で、 その後、会派でいろいろとまた打合せもされ るでしょうし、その後に各派代表者会議をや って、厚生委員会でこのまま行ってもらおう とか、今言うことではないですが、各会派か ら委員を募って、特別委員会を設置して、そ こから条例を決定していこうというのか、そ こはちょっとわからないですけれども、そこ の判断をしたほうがいいのではないかと。

高田 重信委員 事務局としては、議員協議会とか各派代表者 会議の後先など一今、厚生委員会に付託され ていますよね。付託されて、それを発表する 場として議員協議会で、委員会で決めました ということを……。

(「付託されたのか」と発言する者あり)

高田 重信委員 付託されたから、今、この委員会を開いてい るので、発表するという1つの……

松尾委員 付託も曖昧なので、各派代表者会議でしっか

りと付託をしてほしいなという思いがすごく あるのです。各派代表者会議ではそういうこ とはされていないと思うのですね。

(議事係長)

議事調査課副主幹 今、各派代表者会議というお話が出ました。 各者代表者会議の議事録の確認はしておりま して、その中では明確に厚生委員会という言 葉は出てきてはいないと。

> (「だから、やっぱり各派代表者会議で最初 に話をしなければ」「後先をどうするか」と 発言する者あり)

泉委員

私の意見とすれば、きょうで一応最終の案が できて、15日に修正ということなのですが、 自民党内もそうですけれども、やっぱり温度 差はあります。

それで、まず、この内容を周知する場があっ て、その後に各派代表者会議でもう1回正式 にもんでいただくというのが通常の流れで、 わかりやすいのではないかと私は思っていま す。

皆さんにこういった条文を提示して―委員会 はその1日前なので、事前の提示はできにく いところはあるのですが、そこを皆さんでも んでいただいて、先ほど言ったように、討論

の場にするのではなくて、こういう意見もあるというのは聴取するつもりで、基本的には、 委員長が質問に対する答弁をしたほうが流れ としてはいいのではないかと私は思っている のですが。

大島委員

今、皆さん、いろいろな意見がありますから、 議案説明会のような形で、厚生委員会として は、こういう流れで、こういうふうになりま したということで、細かいことは皆さん検討 の上、各派代表者会議を開くかどうするかは、 また決めていただければいいのではないでし ょうか。

その場で皆さん方がぱっと見ても、論議をするということもできないでしょうから、議案説明会のようなスタイルで、こういう案、たたき台が出ましたということでよろしいのではないでしょうか。

(「それでいいのか」と発言する者あり)

大島委員

まずは、それでよろしいのではないでしょう か。

(「紹介するという流れは、一度はやったほうがいいと思う」と発言する者あり)

髙見委員

議会とすれば、厚生委員会でこういうたたき 台をつくりましたということで各派代表者会 議で示して、諮問の結果はこうでありますと いうことを各会派代表者に話をした上で、議 員協議会を開くべきではないですか。私はそ う思います。

議長からの諮問なのですよね。そうでしょう。 各派代表者会議からではなく。

どこかの時点で議長が先に言っておけばよかったのに一言っていないのかな。

高田 重信委員 議長から言われているのだよね。

委員長 そうです。

高田 重信委員 議長から言われたら、各派代表者会議などで 諮る必要はないだろうと。

議事調査課副主幹 すみません、先ほどの私の発言なのですが、 (議事係長) 再度確認をさせていただきたいと思いますの で、よろしくお願いいたします。 過去の経緯を確認させていただきたいと思い ます。

髙見委員 順序だけは間違わないように。今、正式には っきりしてきたけれども、一応、議長から諮 問的な考えで厚生委員会に言われているので 一各派代表者会議からの正式な付託ではない、 そういうようなことも踏まえて……

(「委員会とすれば、付託はされた」と発言 する者あり)

髙見委員

条例制定の話だから、やっぱり各派代表者会議一さっき誰かが言ったけれども、最高決定機関から出てきているのなら、やっぱりどーんと出してもいいけれども、各会派代表者の皆さんに、議長からの諮問でここまでの答えが出ましたということをある程度やっぱり話をして、それから議員協議会に持っていくべきだと、私はそう思います。

委員長

私から議長に報告をするときに、今の髙見委員の意見もお伝えした上で、またお知らせします。

以上で本日の厚生委員会を閉会いたします。

令和2年1月9日 厚生委員会記録署名

委員長 髙田真里

署名委員 松 井 邦 人

署名委員 金井 毅 俊